

3 こころの健康づくり

〈妊産婦期〉

(1) 現状

姫路市では産後うつのチェック票を活用して産後うつの早期発見に努めており、要フォロー率は21.4%で、訪問等により支援を実施しています。

全県では65.9%の市町が妊産婦のうつチェックを実施していますが、未実施の町においても妊婦訪問・新生児訪問等により妊産婦の悩み、育児不安等の相談に応じています。

(2) 課題

妊娠中や育児期の不安や悩みを相談できる場の増設、周知等妊産婦のこころの健康に関する支援及び産後うつに関する早期発見、早期支援が必要

(3) 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
産後のうつチェックを実施する市町数の増加	1市 (県：平成24年度健康増進課調)	1市3町

【主な推進施策】

① 妊産婦に対する相談支援の充実

中播磨圏域では、西播磨圏域とともに周産期医療センター、産婦人科医療機関、保健所、健康福祉事務所、市町が定期的集まり、情報交換や研修を重ね連携を深めています。「養育支援ネット」によるハイリスク親子の早期把握、早期支援に努めており、今後も母子保健事業の充実を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 出産や育児等に関する相談
関係団体等	・ 相談、支援体制への協力 〈医療機関〉 ・ 養育支援ネット等を活用した養育支援が必要な妊産婦に関する確実な連絡、引き継ぎ等連携の強化 ・ 地域への情報提供、協力体制づくり 〈保健、医療、福祉、職域、教育等関係機関〉 ・ 養育支援ネット推進検討会への参加
事業者	・ 相談、支援体制への協力

市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健診等の母子保健事業における相談、支援体制の充実 ・ 養育支援ネット推進検討会への参加
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育支援ネット推進検討会の開催 ・ 相談、支援体制の充実に向けた協力、技術的助言

② ハイリスク妊産婦等の早期把握、早期支援

妊娠中や産後のうつ等ハイリスク妊産婦や養育環境の不十分な家庭を早期に把握し支援するため、産科、小児科、精神科等医療機関との連携を図ります。

エジンバラ式うつ尺度の活用により、産後支援の必要な妊産婦には早期に支援を開始し継続していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健事業への参加
関係団体等	<p>〈医療機関〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用 ・ 産後うつを呈した者への医療の実施 ・ 養育の困難な家庭等に関する情報提供と支援の協力 ・ 母子保健事業実施への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健事業実施への協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用 ・ 産後うつを疑われる者、うつを呈した者への支援 ・ 産科、小児科、精神科等医療機関と連携した支援 ・ 母子保健事業の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産科、産後うつを疑われる者、うつを呈した者への支援への協力 ・ 産科、小児科、精神科等医療機関と連携した技術的助言 ・ 母子保健事業実施への技術的助言

〈乳幼児期〉

(1) 現状

神崎郡3町での発達障害を疑う児は1歳6か月児健診では4.2%、3歳児健診で6.2%です。（平成22年度母子保健実績報告）

*姫路市においては計上方法が異なるため計上せず

3歳児健診以降は法に基づいた健診はないため、発達面については、幼児期の発達相談事業の実施や保護者・関係施設と連携をとる中で、療育への早期対応に努めています。

発達障害を疑う児・保護者への支援として、各市町で教室や個別相談を実施し、専門職（臨床心理士等）で親の不安や悩み等相談に応じています。専門療育については、圏域で2箇所（姫路市1、神崎郡1）の機関が発達障害を疑う児や保護者の支援を行っています。

(2) 課題

子どもの健やかな発達の促進と育児不安の軽減のための相談支援の充実

(3) 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
3歳児健診以降の発達相談事業を実施する市町数の増加	1市3町 (平成24年度中播磨)	1市3町

【主な推進施策】

① 育児で孤立することがないように相談体制・仲間づくりの促進

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行える場づくりの充実に努めます。

また、育児不安を抱える保護者や、不安定な家庭環境にあるハイリスク親子等についても、相談支援体制の充実に努めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 育児相談への積極的参加 仲間づくりや情報交換ができる場への参加
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 相談・支援体制等への協力 仲間づくりや情報交換ができる場の確保・協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 相談・支援体制への協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健事業における相談・支援体制の充実 仲間づくりや情報交換ができる場づくりの推進と周知
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 仲間づくりや情報交換ができる場づくりの推進 相談・支援体制の充実にに向けた協力・技術的助言

② 発達障害に関する正しい知識の普及啓発

専門機関と行政等との協働による、家族のメンタル面への支援及び正しい知識の普及・啓発を充実します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 発達障害に関する正しい知識の習得
関係団体等	・ 発達障害に関する正しい知識の普及への協力 ・ 発達障害児支援者・関係者との連携による保護者支援
事業者	—
市町	・ 発達障害に関する正しい知識の普及 ・ 発達障害児支援者・関係者との連携による保護者支援
健康福祉事務所	・ 発達障害に関する正しい知識の普及（市町支援） ・ 発達障害児支援者・関係者との連携による保護者支援（市町支援）

③ 発達障害児の早期支援の充実

子どもの発達については、発達段階により把握が困難な児があるため、3歳児健診以降就学までの発達の確認及び相談の場の設置とともに、療育体制の充実に努めます。

【各主体の役割】

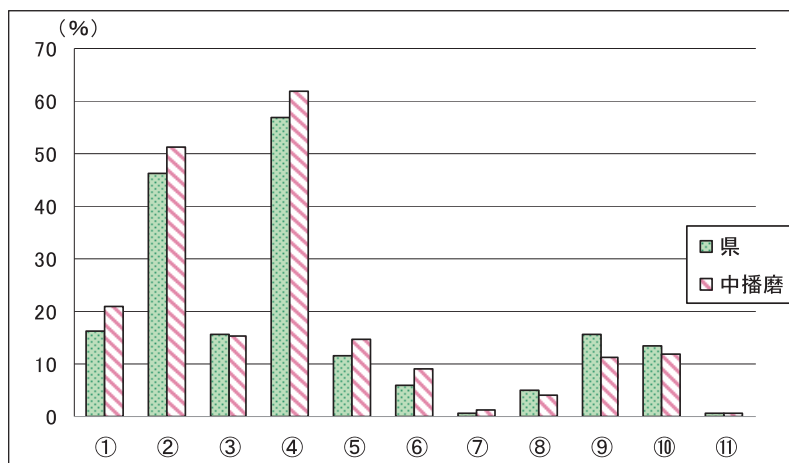
主体	主 な 役 割
県民	・ 発達相談事業への参加
関係団体等	〈医療機関・療育施設〉 ・ 発達障害児に対する医療・療育の実施 ・ 発達障害児支援者・関係者との連携 ・ 市町母子保健事業への協力
事業者	—
市町	・ 発達相談事業の実施 ・ 発達障害児支援者・関係者との連携
健康福祉事務所	・ 発達障害児・保護者への支援協力 ・ 発達障害児支援者・関係者との連携強化の促進 ・ 発達相談事業の実施への技術的助言

〈学齢期〉

(1) 現状

不安、ストレス等があったと感じる人が15.3%あり、相談相手は友達61.8%、母親51.4%、教師14.6%でした。誰にも相談しない人が11.1%ありますが、全県に比べ誰にも相談しない人の割合は少ない状況です。(平成23年度兵庫県中学生・高校生の健康づくり実態調査)

図表 悩み事があった時は誰に相談しますか(重複回答)



- ① 父親 ② 母親 ③ 兄弟姉妹 ④ 友達 ⑤ 先生
 ⑥ 先輩 ⑦ 悩み相談 ⑧ その他 ⑨ 誰にも相談しない
 ⑩ 悩みはない ⑪ 無回答

資料：平成23年度兵庫県中学生・高校生の健康づくり実態調査

(2) 課題

- ① 相談日や相談場所の周知等、誰もが相談しやすい環境づくりが必要
- ② 学齢期の多岐にわたる問題に対応するため、学校、保護者、地域関係機関の連携による支援体制の強化が必要

(3) 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
悩みがあった時に誰にも相談しない人の割合の減少	11.1% (県：平成23年度中学生・高校生の健康づくり実態調査)	8.5%

【主な推進施策】

○ 学齢期のこころの問題への対応

ひきこもり、不登校、心身の悩み等多岐にわたる学齢期のこころの問題に対応できるよう保護者への支援と専門相談窓口の充実を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ こころの問題に関して、身近な相談窓口への相談
関係団体等	〈医療機関〉 ・ 専門加療が必要な者への医療の実施 ・ 専門相談への協力 〈教育機関〉 ・ スクールカウンセラー等による相談の充実 ・ 他機関の専門相談との連携
事業者	—
市町	・ 学校保健との連携の推進 ・ 相談窓口の充実、周知 ・ 専門相談との連携
健康福祉事務所	・ 学校保健との連携の推進 ・ 相談窓口の充実、周知 ・ 専門相談との連携

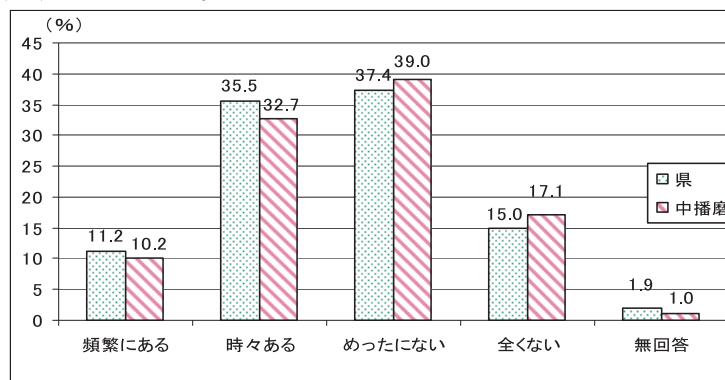
〈成人期〉

(1) 現状

ア ストレスの状況

20歳以上で、1か月間にストレスを感じたことがあるかの問いに、「大いにある」、「多少ある」と答えた人の割合は64.4%で、ストレスを感じる内容としては健康問題、仕事関係が多い状況です。ストレスへの対処法として最も多かったのは「自分の考えを切り替える」で37.6%ですが、消極的解消法の「お酒を飲む」は14.1%、「じっと耐える」は12.2%見られました。睡眠については、「寝つきが悪い、途中で目が覚める等眠れないことがありましたか」の問いに、頻繁にあると回答した人が10.2%でした。（平成23年度兵庫県健康づくり実態調査）

図表 1か月以内に眠れないことがありましたか



資料：平成23年度兵庫県健康づくり実態調査

イ 自殺者の状況

圏域の自殺者数は平成 23 年で 133 人、男性 100 人、女性 33 人で男女比は 3 : 1 で、過去も同様の傾向です。（人口動態統計）

平成 13 年の自殺者数 154 人よりは減少しているものの、毎年 130～140 人台で推移しています。

警察統計から自殺者の年代をみると、男性では 30 歳代～60 歳代、女性では 70 歳以上が多い状況です。60 歳以上の高齢者の占める割合を、平成 23 年度でみると男性 39.3%、女性 40.0%でした。働き盛りとともに、高齢者の占める割合も高い状況です。動機をみると、男性は健康・経済生活問題、女性は健康・家庭問題が多い状況です。健康問題のうち、うつ病の方が 4 割を占めています。

(2) 課題

- ① 良い睡眠習慣や過度のストレスの軽減等こころの健康に関する知識の普及啓発や相談体制の充実が必要
- ② うつ病患者の早期発見のための地域における気づき、見守り体制の充実が必要
- ③ 精神障害者が希望・状況に応じた生活スタイルで、地域で安定した生活を送ることができるような地域支援体制の充実が必要

(3) 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
眠れないことが頻繁にある人の割合の減少	10.2% <small>(県：平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)</small>	8.2%
ストレスを大いに感じる人の割合の減少	21.0% <small>(県：平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)</small>	16.5%
多量に飲酒する人の減少 (1 日平均純アルコール 60 g を超えて飲む人の割合)	男性 1.1% 女性 0% <small>(県：平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)</small>	男性 0.9% 女性 0%
自殺者数の減少	142 人 <small>(平成 23 年警察統計)</small>	114 人

【主な推進施策】

① こころの健康に関する普及啓発

ストレスが増大する成人期のこころの健康を保つために、十分な睡眠や休養、ストレスへの対処、適正な飲酒等に関すること、また、こころの病気と治療に対する正しい知識の普及啓発を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康づくりに関する正しい知識等の習得 こころの病気とその治療に関する正しい知識の習得
関係団体等	〈医療機関等〉 <ul style="list-style-type: none"> こころの健康及びこころの病気とその治療に関する正しい知識に関する普及啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健推進センター等の実施する研修・セミナーへの参加 こころの健康に関する正しい知識の普及啓発（メンタルヘルス研修等） こころの病気と治療に関する正しい知識等の普及啓発
市町・健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康に関する正しい知識の普及啓発 こころの病気と治療に関する正しい知識等の普及啓発 専門医療に関する情報提供

② メンタルヘルスケア及び相談支援体制の充実

うつ病患者の早期発見のための地域における気づき、見守り体制や相談体制の充実をはかるとともに、精神医療関係者、事業所関係者（産業医・地域産業保健センター等）と連携を図り職域関係者の相談等のメンタルヘルス対策の推進を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ストレス、うつ病について正しい知識の習得 ストレスへの対処行動の習得 過度のストレス、うつ状態への気づき 早期に相談・受診等への適切な行動
関係団体等	〈精神科医療機関〉 <ul style="list-style-type: none"> 相談体制への協力 こころの病気に罹患した県民への早期対応、治療

関係団体等	〈地域産業保健センター〉 ・ 小規模事業所の事業主、労働者へのメンタルヘルス不調及び長時間労働に関する相談
事業者	・ 過度のストレス状態にある対象者の早期発見とメンタルヘルスカケアの実施 ・ 専門相談機関との連携 ・ 相談機関・医療機関へ受診しやすい環境づくり ・ 地域産業保健センターの相談や地域の専門相談の活用 ・ 職場復帰トレーニング事業の活用
市町	・ 健診等の機会を利用したうつチェック及びメンタルヘルスカケアの推進 ・ 地域組織との連携強化及びこころの問題を抱える人の相談が入りやすい体制づくり ・ こころの病気に罹患した住民への早期対応、受診支援
健康福祉事務所	・ 市町・事業所・関係団体との連携強化を図り、早期発見・早期対応に向けてのネットワークの推進 ・ こころの病気に罹患した県民への早期対応、受診支援等 ・ 職場復帰トレーニング事業の活用への支援

③ 地域における精神障害者支援体制の充実

精神障害者が希望・状況に応じた生活スタイルで、地域で安定した生活を送るためには、支援機関の関わりが重要です。支援機関である相談支援事業所の増加を目指します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 本人、家族、関係者等がサービス利用等について相談 ・ 地域生活への移行に関する取組への理解
関係団体等	〈医療機関、相談支援機関等〉 ・ 退院に向けた相談支援 ・ グループホーム等住まいの場の整備 ・ 相談支援事業所の指定受託への取組(神崎郡内) ・ ピアサポーターの養成、活用
事業者	・ 就労の場の提供

市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携強化及び支援体制の強化 ・ 日中活動や就労の場の確保 ・ グループホーム等住まいの場の拡充 ・ サービス等の充実・拡充
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援・地域定着の推進にむけて、関係機関との連携調整 ・ 相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携強化及び支援体制の強化 ・ 日中活動や就労の場の確保の推進 ・ グループホーム等住まいの場の整備の推進 ・ ピアサポーターの養成

〈高齢期〉

(1) 現状

認知症高齢者は平成 37 年（2025 年）には平成 22 年（2010 年）の 1.7 倍になると予想されており、県では平成 37 年（2025 年）には認知症高齢者は約 211 千人になると予想しています。中播磨圏域では平成 22 年（2010 年）の認知症高齢者は約 12 千人と推計され、平成 37 年（2025 年）には 1.7 倍の約 20 千人になると予想されます。

一方、圏域での認知症サポーター、キャラバン・メイトは 12,084 人です。
(平成 23 年 3 月末)

* 認知症高齢者数は国の推計に圏域の 65 歳以上人口を乗じて算出

(2) 課題

- ① 介護予防事業との連携を含めた、閉じこもりなどの孤立化を予防するための生きがいづくりや、交流・気づき・見守りなどの支援の強化が必要
- ② 認知症の早期発見、早期対応及び支援体制の整備、圏域の認知症疾患医療センター（兵庫県立姫路循環器病センター）との連携強化が必要

(3) 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
キャラバン・メイト、認知症サポーター数の増加	12 千人 (平成 22 年度末キャラバン・メイト連絡協議会調)	40 千人

【主な推進施策】

① 高齢者の生きがいの推進

老人クラブやシルバー人材派遣センター等、高齢者の活躍の場づくりを推進します。

また、介護予防事業や地域の見守り活動の連携を通じ、高齢者の孤立化を防ぎ、うつ対策を進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 社会活動への参加
関係団体等	・ 高齢者の活躍の場の提供 ・ 地域での見守り活動の実践
事業者	・ 高齢者の生きがいづくりへの協力
市町	・ 高齢者の活躍の場の提供 ・ 小地域福祉活動への支援 ・ 認知症サポーター等の養成
健康福祉事務所	・ 民生、児童委員への啓発・研修の実施 ・ 市町への技術的助言

② 認知症支援体制の充実

認知症の早期発見、早期対応に必要な知識の普及啓発及び圏域の認知症疾患医療センター（兵庫県立姫路循環器病センター）とかかりつけ医、介護関係者との連携強化を進めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 認知症早期発見、早期対応に関する知識の習得
関係団体等	・ 認知症予防、早期発見、適切なケア等 〈認知症疾患医療センター〉 ・ かかりつけ医等への研修会の開催 ・ 認知症疾患医療連携協議会の開催
事業者	・ 認知症早期発見に関する知識の普及啓発
市町	・ 認知症早期発見、早期対応に関する知識の普及啓発 ・ 認知症高齢者を支える地域の支援体制の構築
健康福祉事務所	・ 認知症早期発見、早期対応に関する知識の普及啓発 ・ 認知症疾患医療連携協議会の開催支援

4 健康危機における健康確保対策

〈災害〉

(1) 現状

ア 圏域内の最近の主な健康危機事例

年月	健康危機事例
平成 22 年 6 月	大雨により床上浸水 1 棟、床下浸水 51 棟の被害がありました。その際、姫路市において市川がピーク時水位 5.14m と避難判断水位を超え、12 世帯 22 人が避難しましたが、全員翌日には帰宅しています。
平成 23 年 9 月	台風 12 号による大雨のため住居半壊 7 件、床上浸水 161 件、床下浸水 825 件がありました。市川流域、夢前川流域、菅生川流域で避難準備、その後市川流域で避難勧告が出されました。
平成 24 年 6 月	台風 4 号による大雨のため、圏域内で床上浸水 26 件、床下浸水 68 件がありました。福崎町・市川町で避難勧告が発令されました。市川（砥堀）においてピーク時水位 5.43m と氾濫危険水位をこえ、夢前川・市川（福崎）で避難判断水位を超えました。
平成 24 年 7 月	大雨により姫路市で約 50 件の床下浸水がありました。

圏域内には、市川・夢前川が流れており、水位の上昇により被害を受けやすい状況にあります。

また、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて山崎断層帯（活動断層帯）が存在します。このためマグニチュード 7.3～7.7 程度の地震発生可能性があります。そのときの横ずれは 2 m 程度となる可能性があります。今後 30 年の間に地震が発生する確率が、主な活断層の中では高いグループにあると言われています。

イ 特に不安に感じている災害等

中播磨圏域では、88.1%の人が「地震・津波」に不安をもっています。（全県 88.6%）。次いで「水害」について 63.2%の人が不安をもっており、全県の 48.4%を大きく上回っています。

表 特に不安に感じている災害等

(%)

	地震・津波	水害 (洪水・高潮)	雪害 (豪雪・雪崩)	風害 (暴風・竜巻)	土砂災害	放射能汚染	感染症 (新型インフルエンザや 口蹄疫等)	集団食中毒	テロや他国からの攻撃
兵庫県	88.6	48.4	2.0	20.7	14.6	45.5	51.9	6.3	15.3
中播磨	88.1	63.2	0.9	21.1	14.5	37.7	50.0	6.6	12.6

資料：兵庫県「平成 23 年度第 17 回県民意識調査」

ウ 非常時に備えた食の備蓄状況

災害に備え、非常用食料等を備蓄している世帯は、圏域においては平成 15 年は 33.7%から、平成 20 年には 38.0%と増加していますが、県平均 41.9%より低い状況です。

表 非常用食料等を備蓄している世帯

	平成15年		平成20年	
	%	対象世帯数	%	対象世帯数
兵庫県	34.7%	2,876	41.9%	2,185
中播磨	33.7%	202	38.0%	192

資料：兵庫県「平成 20 年度健康食生活実態調査」

(2) 課題

- ① 災害に備え、乳幼児、妊産婦、高齢者、疾病をもつ人などが、個々人の状況に応じた食料、飲料水、服用薬等の備蓄が必要であることの周知が必要
- ② 医療依存度の高い患者・障害者への災害発生時に備えた市町や消防及び医療機関等の連携による支援の充実及び体制づくりが必要
- ③ 災害後の精神的不安からくる抑鬱症状や不眠、飲酒量の増加に対しての心のケアが必要。また、避難所生活における栄養摂取の偏りや慢性疾患患者の医療中断、高齢者の生活不活発病や口腔内の不衛生など健康上の二次被害の防止が必要
- ④ 圏域内の防災・危機管理意識の向上、支援体制づくり及び災害支援者の人材育成が不十分

(3) 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
災害に備え、非常食等を備蓄している世帯の割合の増加	38.0% (県：平成 20 年度健康食生活実態調査)	60%以上 (平成 28 年)
災害時保健指導マニュアル策定市町数の増加	1 市町 (県：平成 24 年度健康増進課調)	1 市 3 町

在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針に基づく個別災害対応マニュアルの作成割合の増加	30.0% (県：平成24年度疾病対策課調)	100%
---	---------------------------	------

【主な推進施策】

① 県民運動等を通じた普及啓発

大規模災害等による健康危機が生じた場合に備えて、乳幼児・妊産婦・高齢者・疾病等、個々人の状況に応じた食材、飲料水の備蓄、服用薬の管理・確保、医療機関の連絡先の把握の必要性等について、あらゆる機会を通じて周知し、健康意識の向上を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 災害に備えた備蓄の必要性等の認識の向上
関係団体等	・ 各種媒体を活用した災害に備えた備蓄の必要性等の周知
事業者	・ 各種媒体を活用した災害に備えた備蓄の必要性等の周知
市町	・ 各種媒体を活用し、地域団体等と連携した災害に備えた備蓄の必要性等の周知
健康福祉事務所	・ 各種媒体を活用し、市町・地域団体等と連携した災害に備えた備蓄の必要性等の周知

② 避難所での保健指導等の実施

被災者の二次的な健康被害を予防するために、被災者への保健、栄養、^{くう}口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導を行うと共に、避難所における感染症の流行未然防止に関する衛生管理、環境整備の実施に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 二次的な被害の理解と早期の気づき ・ 保健・栄養、 ^{くう} 口腔、医療・服薬・こころのケアに関する相談の利用
関係団体等	(医療機関等) ・ 保健・栄養、 ^{くう} 口腔、医療・服薬・こころのケアに関する相談・指導の実施
事業者	・ 衛生物品等の流通、被災者への情報やサービスの提供

市町	<ul style="list-style-type: none"> 保健・栄養、口腔、医療・服薬・こころのケアに関する相談・指導の実施 避難所における感染症の発生を未然に防止するための衛生管理、環境整備の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 保健・栄養、口腔、医療・服薬・こころのケアに関する相談・指導の実施 避難所における食中毒・感染症の発生を未然に防止するための啓発・衛生管理、環境整備の指導・実施 市町への技術的助言

③ 災害時要援護者への支援

災害発生時に、疾病や傷害を持っているために、避難行動・避難生活を行うことが困難であったり、緊急的に医療が必要になるケースに対し迅速な対応ができるように、要援護者として把握し、必要な支援計画について体制整備を推進します。

地域で生活している在宅人工呼吸器や人工透析など医療依存度の高い人に対して必要な医療が迅速に確保できるよう災害時マニュアルの作成に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 名簿記名への協力、関係機関と連携することの同意 必要時、マニュアル策定への協力
関係団体等	<p>(自治会、民生委員、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者に関する名簿等情報の共有 災害時における安否確認などの支援 (医療機関等) マニュアル策定への協力・連携、マニュアルの活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な医療機器などの確認と安否確認の支援協力 マニュアル策定への協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握・名簿作成、関係機関との連携 支援計画作成、支援体制の整備 マニュアル策定への協力
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 災害時対応マニュアルの策定 支援計画作成、支援体制の整備に関する技術的助言

④ 災害時の地域保健福祉ガイドライン等の整備

自然災害等の災害発生時について、必要な対応ができるよう、災害時の地域保健福祉ガイドライン等の整備を推進し、関係機関との連携強化・意識向上に取り組めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 自助・共助による健康確保に対する意識の向上、平時からの実践
関係団体等	・ 災害時に備えた活動方法の確認及び他機関との連携強化
事業者	・ 事業者における災害発生時の活動指針の整備
市町	・ 市町における災害発生時の活動指針の整備 ・ 災害時に備えた活動方法の確認及び他機関との連携強化
健康福祉事務所	・ 災害時地域保健福祉活動ガイドラインの整備 ・ 災害時に備えた活動方法の確認及び他機関との連携強化

〈食中毒〉

(1) 現状

中播磨圏域においては、平成 22 年に 6 件の食中毒事件が発生しており、患者数は 64 人でした。平成 23 年は 5 件で患者数は 69 人です。原因はノロウイルスによるものやカンピロバクター・ジェジュニ/コリによるものが多くなっています。

(2) 課題

- ① 食中毒の発生を防止するため、食品の適切かつ衛生的な取り扱いや施設の清潔保持などに関する、食品取扱者への正しい知識の普及、啓発が必要
- ② 食品に係る危害が発生した時に迅速に対応するため、その遡り調査を容易にし、危害の拡大防止に有効である「食品トレーサビリティ」制度の更なる導入促進が必要

(3) 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
1 事件当たり患者数が 50 名を超える食中毒の発生をなくす	0 件 (平成 23 年度発生件数(神崎郡))	0 件

【主な推進施策】

○ 食品の取り扱いに関する正しい知識の普及啓発

食中毒の発生を未然に防止するため、郡内各町の商工会などとの連携により、出前方式による食品衛生講習会を開催します。それにより、食に携わる多面の方々に対し、食品中に存在する危害要因と、それによる健康被害の発生を防止するための適切な取り扱い方法など、食品の取り扱いに係る正しい知識の普及を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 食中毒予防に対する正しい知識の習得
関係団体等	・ 食品衛生講習会開催に際しての各種協力
事業者	・ 食中毒予防に対する正しい知識の習得 ・ 従業員への衛生教育
市町	・ 各種広報媒体を活用した食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所	・ 出前講座などによる食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発

〈感染症〉

(1) 現状

ア 感染症法に基づく全数報告対象疾患(3・4・5類)の届出状況

平成 22 年の届出数は、圏域では^{オー}O157 等の 3 類感染症が 38 件、レジオネラ症等の 4 類感染症が 10 件、麻疹等の 5 類感染症が 11 件となっています。

表 感染症法に基づく全数報告対象疾患(3・4・5類)届出数

	兵庫県	中播磨圏域	姫路市	神崎郡
3 類感染症	196	38	38	0
4 類感染症	84	10	9	1
5 類感染症	145	11	11	0

資料:厚生労働省「感染症発生動向調査」

【参考】 感染症法上の感染症の分類（全数報告対象疾患 3・4・5類）

分類	疾病名
3類 (全数届出)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス（計5疾患）
4類 (全数届出)	E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、A型肝炎、エキノコックス症、オウム病、つつが虫病、鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、日本脳炎、レジオネラ症等（計42疾患）
5類 (全数届出)	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(A型及びE型を除く)、クロイツフェルト・ヤコブ病、 後天性免疫不全症候群(HIV)、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、風疹(3日はしか)、麻疹(はしか)等（計16疾患）

イ 結核患者の状況

結核の罹患率（1年間の新規患者の割合）は、年次推移で見ると、県平均と同様に減少傾向にあります。圏域の罹患率（人口10万対）は、平成22年は姫路市18.8、神崎郡8.7であり、県平均を下回っています。

表 結核患者罹患率（人口10万対）の推移

	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
兵庫県	33.5	31.4	29.0	27.3	25.7	22.7	23.0	21.9	20.9
姫路市	32.3	31.4	30.4	21.8	26.3	24.2	21.8	18.8	18.8
神崎郡	34.6	26.6	26.8	20.8	8.4	8.5	21.4	21.6	8.7

資料：厚生労働省「結核登録者情報調査」

(2) 課題

- ① 感染症予防の正しい知識の普及啓発及び発生時の感染拡大防止の徹底が必要
- ② 結核に関する正しい知識の普及啓発及び適正な治療の徹底が必要

(3) 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
家庭での感染症予防対策に取り組む人の割合の増加	手洗い 86.8%	手洗い 95.0%
	うがい 71.7%	うがい 89.0%
	マスク 52.2%	マスク 59.0%

家庭での感染症予防対策に取り組む人の割合の増加	ワクチン接種 39.0% (県:平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	ワクチン接種 48.0%
-------------------------	---	-----------------

【主な推進施策】

① 感染症予防に対する正しい知識の普及啓発

集団感染の発生防止につながる手洗い・うがいの徹底等基本的な感染症予防について正しい知識の普及啓発を関係機関と連携をとりながら実施します。

② 結核予防に関する正しい知識の普及と適正な治療の徹底

医療機関との連携を密にして糖尿病・腎不全等の免疫低下の患者においても主治医が結核を疑って検査・診断するなど、早期発見・治療に向け、病院立入検査時及び結核対策委員会等、機会あるごとに協力を求めます。

また、患者が薬を自己管理できるよう連絡・確認 DOTS と訪問を組み合わせることで服薬支援をするとともに、病院・診療所・施設の職員にも DOTS に関して協力を求め、服薬中断を防止します。

③ 予防接種の推進

予防接種を着実に実施するため、市町、医師会等関係機関と連携し予防接種率の向上に努めます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防に対する正しい知識、適切な個人予防法の習得（手洗い・うがいの励行、人混みでのマスク着用、予防接種 等）
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係機関、教育機関、社会福祉施設等の関係団体等に対して正しい知識の普及啓発等 ・ 感染症発生情報に基づく早期対応
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物等取扱業者に対して、感染症の予防に関する知識及び技術の習得 ・ 動物等の適切な管理等 ・ 感染症発生情報に基づく早期対応
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい知識の普及 ・ 地域住民への情報提供等 ・ 予防接種の推進
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい知識の普及、情報提供 ・ 健康危機管理関係者の確保と資質の向上 ・ 予防接種の推進

健康福祉事務所

- ・ 感染症発生情報の収集と感染拡大予防のための早期からの情報提供

中播磨圏域健康福祉推進協議会 健康づくり部会 委員名簿

区分	所属	役職	氏名
医師会	姫路市医師会	副会長	清水 一太
	神崎郡医師会	理事	正木 茂博
歯科医師会	姫路市歯科医師会	会長	塩見 聡
	神崎郡歯科医師会	会長	山口 隆久
薬剤師会	姫路薬剤師会	副会長	藤田 佳典
看護協会	兵庫県看護協会西播支部	支部長	山中 誉子
栄養士会	姫路地域活動栄養士会	会長	松原まさ子
社会福祉団体	姫路市社会福祉協議会	副理事長	今村 清貴
	姫路市連合婦人会	会長	有馬 妙子
	神崎郡連合婦人会	会長	中野 史子
	姫路市老人クラブ連合会	会長	奥西 良行
	姫路いずみ会	会長	石川千満子
	神崎郡いずみ会	会長	元田 澄子
事業所団体	姫路地域産業保健センター・ 姫路市医師会メディカルセンター	検診担当理事	塚本 卓也
	姫路商工会議所	総務部長	西井 健滋
	姫路労働基準協会	衛生部会長	谷口 正寿
	健康保険組合兵庫連合会	播磨地区部会長	篠田 猛
学識経験者	兵庫県立大学	教授	渡邊 敏明
国・市町	姫路労働基準監督署	署長	丸山 拓之
	姫路市健康福祉局	局長	黒川 優
	姫路市保健所	所長	毛利 好孝
	神河町健康福祉課	課長	藤原 光生
	市川町健康福祉課	課長	内藤 克則
	福崎町健康福祉課	課長	牛尾 敏博

<作成責任者>

兵庫県中播磨県民局中播磨健康福祉事務所(姫路市北条 1-98)

電話 (079) 281-9207 FAX (079)224-3037

メールアドレス Nkharimakf@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県中播磨県民局中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)(神崎郡福崎町西原田 235)

電話 (0790)22-1234 FAX (0790)22-6680

メールアドレス Nkharimakfhk@pref.hyogo.lg.jp

<印刷責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5-10-1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県 健康づくり推進 実施計画